



男女共 第1704号  
平成16年11月19日

大阪府男女共同参画審議会  
会長 德矢 典子 様

大阪府知事 太田 房江



大阪府男女共同参画審議会における審議について（諮問）

標記について、大阪府男女共同参画審議会規則第2条の規定に基づき、  
次のとおり諮問します。

「おおさか男女共同参画プラン」の改訂に関する基本的な考え方について、  
貴審議会の意見を求めます。

### 〔諮問理由〕

大阪府は、平成11年の男女共同参画社会基本法制定以降、法定計画である「おおさか男女共同参画プラン」を策定（平成13年7月）するとともに、「大阪府男女共同参画推進条例」を施行（平成14年4月）し、府民や事業者と一体となって、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

しかしながら、平成13年度からおおむね平成22年度までの10年間を計画期間とする「おおさか男女共同参画プラン」は、平成18年度に策定後5年を経過することとなることから、この間の、次世代育成支援対策推進法の成立（平成15年7月）や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正（平成16年6月）など、男女共同参画社会の形成に関連する様々な状況の変化に応じた見直しが求められている。

そこで、これら状況の変化に対応して、大阪府が同プランを改訂するにあたっての基本的な考え方について、貴審議会に諮問するものである。